

日程第 6．議案第 9 号 南風原町行政不服審査会条例

○議長 宮城清政君 日程第 6．議案第 9 号 南風原町行政不服審査会条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 9 号 南風原町行政不服審査会条例 南風原町行政不服審査会条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、行政不服審査法の規定に基づき、南風原町行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため提案するものです。その内容については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 9 号 南風原町行政不服審査会条例について概要をご説明いたします。お手元に議案第 9 号から議案第 15 号の概要説明という資料、それからこのような両面刷りのものを配布しておりますので、それを用いて説明いたします。まず、条例の説明の前に、行政不服審査法が大幅に改正されていますのでその要点だけをお話します。今回、行政不服審査法改正のポイントとしまして、原則として行政不服申し立てを審査請求に一本化となりました。これまでは、異議申し立てと審査請求に分かれておりました。これが審査請求一本化になるということです。それと処分の日から 60 日以内であったものを 90 日にするという期間の延長ですね。それが大きな改正です。それから、現行は審査庁、役場で言えばある課が処分したのものについてはその課に異議を申し立てる仕組みだったのですが、改正後は審理員というものを置きまして、それからもう 1 つ、今回の条例は第三者機関を設置するための条例でございます。まず今お話しているのは、法律の制度がこのように変わったという説明でございます。それを受けて、今上程している南風原町行政不服審査会の設置条例について説明いたします。

続きまして概要の説明であります。まず行政不服審査法に基づいて条例で定めなければいけない第三者機関、附属機関の設置です。そして、審査会は不服申立懸案に関して行政庁の採決内容について第三者の立場から意見をすることです。法の趣旨に準じて法律の識見を有する者から任命。これについては弁護士等法律関係者を予定しています。それから、委員の定数は 3 名。また必要に応じて専門委員を任命することができるということで、この条例が構成されております。特に流れとしましてこれまで役場が処分したものを役場内部で異議申し立てに答えていくものを、関係課以外の、今は総務部総務課長を予定しています。ただ、総務部総務課で起こったことは別の例えば民生部にこの審理員を置くというかたちで、特に公平性を重視するということですね。この審理員が最終的には判断することになりますが、そこは外部委員の行政不服審査会を設けてそこに諮問答申という機関を設けて、それに基づいて判断して決断することになります。特にこの審査会

の法律家についてもそれぞれの得意分野、そうでない分野がございますので、その下に第 6 条として専門委員を置くことができるということで、より精度を高めた審査会にしていこうという内容です。任期は 3 年です。そして、3 人以内、その下に専門委員を設置することになります。この委員については、3 年以内の任期で常に設置しておくということでこの条例が可決いただいたあと、新年度から委員を選任することになります。以上が、議案第 9 条 南風原町行政不服審査会条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 ちょっと教えてください。4 条と 6 条に関して質問します。4 条のなかで、優れた識見を有する者のうちから町長が任命すると規定されています。その優れた識見とは、資格は必要ないのか。どういう範囲になるのか。行政不服審査ですからいろいろな意見が出てくるでしょう。そういった面での資格は問わないのか。優れた識見を有するというその範囲がどうなるのか、どういった方を委員に任命するのか教えてください。

それから 6 条の専門委員の設置が必要なときは置くことができるとありますが、その委員は何名なのか。1 名なのか複数なのか、それはどう考えているのか教えてください。以上です。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 まず 1 点目です。4 条について先ほども少し触れましたが、具体的に言いますと弁護士もしくは司法書士や会計士、不動産鑑定士等、あとお二方は専門知識として大学の先生、教授を予定はしています。まず公平な判断のできる立場の方。そして、その件について白黒を付けるということですので、裁判所の判事のような判断をする立場の人ですので、今申し上げた専門知識・資格を有している方を考えています。

それから 6 条の専門委員ですが、人数は特にございません。先ほども少し触れましたが、この委員となった弁護士にしてもすべて得意ではないようです。例えば道路の買収とか価格になると不動産鑑定士が必要だろうと、この委員にそういった特に造詣が深いとか専門がない場合はその専門委員に任命した方に依頼する。それが単数か複数かはそれぞれケースによって違ってくるといふふうに今のところは考えています。以上です。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

平成 28 年第 1 回定例会 3 月 2 日

○8 番 花城清文君 第 4 条の委員については分かりました。問題は専門委員です。その専門委員はその委員会のなかで意見を言っていくというかたちなのか。それとも専門委員の在り方と言うのか、どういうかたちで実際にやっていくのか少し分かり難い。教えてください。委員が 3 名いて、それ以外に専門委員を置くわけでしょう。その専門委員がどういうかたちで委員会で発言をし、どういうかたちでそれが生かされていくのかそこが見えないものだから教えてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 専門委員は常設ではございません。ケースが出た場合に、この 3 名の審査会で調査が必要だと思ったときに調査を依頼してその結果を聞くということです。審査会に意見を言う場合もあるので、何らかのデータをくれということで調査だけ依頼するケースもあると思います。ケースバイケースによってより専門の知識を持っている方に調査なり意見を求めることができるということで、それぞれのケースで必要な場合と必要ではない場合、複数の場合と単数の場合、こういった専門職種の方に依頼するかが異なってくると考えています。以上です。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 専門委員というのが、委員会に出たの発言であるとか意見を言うとかそういうものではなくて、その専門委員が専門的にこの分野について調査してくれという役割になるのか。特別にこの専門委員が委員会に出て意見を言う、発言をするということではないわけね。そういう理解でよろしいですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 審査会は 3 名です。3 名の審査会の委員でより深く調査が必要だと思ったときに専門委員に依頼します。これは、書面、データであるかも知れないし、その審査会に来ていただいて口頭で聞き取り、このケースがあるのだがどう考えるかというような知識をいただくというようにいろんなケースがあると考えています。具体的に、例えば土地の買収だとか价格的なことだとしたら不動産鑑定士に依頼することになります。この地価がいかほどかのデータだけをもって判断するかも知れないし、状況を審査会に出ていただいて聞く可能性もあります。とにかく、審査会が判断する上で必要な情報を得るための専門的な知識を有した委員とご理解いただければと思います。

○議長 宮城清政君 他に質疑はありませんか。11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 人数についてお伺いしたいのですけれども、なぜ 3 名なのかです。と言いますのは、7 条 4 項で審査会の議事は出席委員の過半数で決するとのことですが、3 名のうち委員長 1 名として、残り 2 名となる。4 名いれば委員長がいて、残りの 3 名で 2 対 1 で決めれば簡単なのですが、1 対 1 になるわけでしょう。それとも、委員長も含めてどうするか決するということも考えられなくはないのですが、3 名なのはどうか、4 名のほうがまだやりやすいのではないか。3 名であつたら全会一致制にするとしたほうがやりやすいのではないかと思ったりもするのですけれども、そこをお聞きしたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 この 3 名にしたのは、法律に 3 名以上とございます。それで本町の規模等勘案して 3 名が適正だと判断しました。この審査の決し方なのですが、答申ということでその委員 3 名皆さんの意見をまとめるというように考えています。仮にこの委員のなかで意見がそれぞれにあった場合、それは多数決とはなっているのですが、委員長は除くということではなく 3 名の委員での多数決と考えています。ただし、この委員の性質上、見識を持たれている皆さんの意見の相違で答申していただくということにはなるかと思えます。結論から言いますと、過半数とは委員長も加わって採決はするということですね。そういう考えであります。

○議長 宮城清政君 他に。10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 まず、法律の改正による今回の条例提案とのことですが、全国各自治体でこういう条例が法律に基づいて置かれるわけですね。ですから、こうした場合、準則ですか、標準的なスタイルが示されて、ほぼそれに基づいて各自治体で定められていくという流れがあると思うのですけれども、今回もそうなのか。先ほど南風原町の規模でというような言葉も出ましたけれども、この提案されている条例がその準則と違う点があるのかなのか、あればそこはどこなのか、そういったことについてお聞かせいただきたいというのが 1 つです。

それから、特別職のいろんな委員がいらっしゃいますよね。そういった報酬を定める条例がありますが、そことの係わりでこれはどういうふうに位置づけられるのかお聞きします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 以前は、法律改正に伴う条例等には準則というのがございました。地方分権一括法の当時から、税条例とか特にそういった以外は準則というのがなくて、たまにケースによっては準則というのが出てくるのですが今はその準則はございません。それぞれの自治体で、大きい自治体には法制執務室とかそういった課もございますので、そういったところも見ながら、われわれは契約している例規の会社などから情報を得ながら作成しているというのが現状でございます。この作りも他の自治体も参考にしながら、今言った会社の情報も得ながらこの条例案は作ったということです。

それから、他の委員との関連ですが、それはまた報酬等ですので、次の条例で出てきます。次の議案第 12 号のなかで出てきますのでそこで説明いたします。以上です。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 2 つ目の質問は大変失礼しました。準則はないということで、よその自治体のものも研究しながら提案していると理解しました。

それから、行政不服審査というのは、それが行われているのかいないのか第三者にはなかなか分からないものだと思いますけれども、当事者以外はなかなか分かりづらいものだと思うのですが、わが南風原町行政においてここ最近の実績と言うのか、どの程度こういったものが行われているのか件数など、あるいはテーマと言うか種類をお聞かせいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 おっしゃるとおり、そんなに多くのケースはございません。今年度 1 件異議申し立てはございました。異議申し立ては、全部、書面でのやり取りになるもので、それは 1 件ございました。あとの条例でも出てくるのですが、この行政不服審査会とは別立てで、例えば固定資産や情報公開条例、個人情報保護、これについては独立した審査会がすでにございます。固定資産についてはたびたびございます。それ以外の異議申し立てについては、今年度 1 件。それ以前は、過去 2 年ぐらいは記憶がございません。以上でございます。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 9 号 南風原町行政不服審査会条例は、総務民生常任委員会に付託します。